

令和2年4月15日

保護者の皆様へ

牛ヶ瀬保育園
京都市

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急の取組について（4月14日現在）

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、4月7日、政府が緊急事態宣言を発令し、隣接する大阪府・兵庫県が対象区域として指定されたほか、本市でも連日、感染者が確認されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況となっています。

そのような状況に鑑み、子どもの安心・安全を第一に考え、当面の間、保育園等における保育の取扱いについて、下記の要件に該当する世帯を対象にした保育に移行してまいりますので、引き続き、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 当面の間における保育の取扱いについて

(1) 基本的な考え方

これまで、本市では、保育園等（保育園、認定こども園、小規模保育事業所等）については、お子様及び御家族の生活維持や社会基盤のため必要なサービスであると判断し、施設における感染防止対策を徹底するとともに、自宅での保育が可能な方は登園を控えていただくよう依頼するなど、子どもたちの感染リスクを可能な限り下げの中で、運営を継続してまいりました。

一方、市内の感染状等を踏まえ、更なる感染防止対策を図る必要があります。

(2) 保育の対象世帯

原則として、全ての保護者が①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害、出産、介護、その他の配慮の必要な事項）が必要な場合

(3) 自宅での保育の依頼

在宅勤務等、上記①②に該当しない世帯は、家庭で保育いただくようお願いします。

なお、上記①②に該当する場合であっても、お子様の方はもとより、御家族の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、登園を控えてください。

(4) 上記の適用時期

4月17日（金）から5月6日（水）まで※

※状況が変化した場合は速やかに見直します。

(5) その他

登園を控えていただいた場合でも、子どもの相談等については、さまざまな相談窓口（別紙1参照）で受け付けていますので、是非、御利用ください。

2 子育て支援施設の対応一覧

別紙2のとおり

3 感染症対策の徹底のお願い

- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。
- ・ 手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。

- 帰宅時や調理の前後、食事の前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
- 咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにもウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクを着用する等、咳エチケットを行ってください。
- 持病がある方などは、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

4 登園前の健康観察の実施等のお願い

- ・ 登園前に、風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）はないかなど、健康観察を行ってください。
- ・ **お子様や御家族に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合は当施設に連絡のうえ、登園を控えてください。**
- ・ 以下の症状が続く場合は、速やかに、**帰国者・接触者相談センター（電話075-222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応）に御相談いただくとともに、当園まで一報をお願いします。**また、医療機関を受診した結果についても、当園まで一報をお願いします。（特に、**お子様や御家族の方でPCR検査を実施される場合は、速やかに当園まで御連絡いただきますようお願いいたします。**）

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※ 基礎疾患等がある方や妊婦の方は、上の状態が2日程度続く場合

5 その他

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応
(4月14日現在)

1 所管施設における対応

(1) 保育園等（保育園，認定こども園，小規模保育事業所等）

ア 通常保育に係る取扱い

原則として，全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に，開所します。

①②に該当しない世帯に対しては，家庭での保育を強く要請します。

なお，①②に該当する場合であっても，利用者の方はもとより，世帯の中で風邪の症状（発熱，咳，鼻水，下痢など）等が見られる方がいる場合は，感染拡大防止の観点から，利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため，職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害，出産，介護，その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

※ 期間は，4月17日から5月6日までとし，以降は，状況を踏まえたうえで改めて判断します。

イ 一時預かり事業

保護者等に対し，緊急性が乏しい場合は，利用を控えていただくよう依頼したうえで，受入れを行うこととします。

ウ 病児・病後児保育事業

保護者等に対し，児童の状況等により，新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる場合は，利用を控えていただくよう依頼したうえで，受入れを行うこととします。

※ ただし，当該事業の実施が，医療体制の確保に重大な影響を与える場合等には，事業の実施主体と個別に協議・検討の上，事業を中止することがあります。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ，各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い（預かり保育・2歳児接続保育）

保育を必要とする児童（預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児）が一定数在籍していることから，可能な限り，家庭保育の協力を依頼したうえで，就労や福祉的配慮など，保護者のニーズや各園の事情を踏まえ，受入れを実施していただくことを基本とします。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

原則として，全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に，開所します。

①②に該当しない世帯に対しては，家庭での保育を強く要請します。

なお，①②に該当する場合であっても，利用者の方はもとより，世帯の中で風邪の症状（発熱，咳，鼻水，下痢など）等が見られる方がいる場合は，感染拡大防止の観点から，利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため，職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害，出産，介護，その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

※ 期間は、4月17日から5月6日までとし、以降は、状況を踏まえたうえで改めて判断します。

イ 自由来館事業、つどいの広場

不特定の児童間の接触があることから、休館・休所します。

ウ 放課後まなび教室

市立小学校における対応を踏まえ、休止します。

(4) 障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

原則開所しますが、各事業者において判断するものとします。

(5) こどもみらい館

不特定の利用者の接触がある「元気ランド」は利用休止します。
会議室等の貸館についても、現時点で予約の入っている場合（※）を除き、原則として、4月10日から5月6日まで休止します。
※ 新規の受付は既に休止しています。

(6) こども体育館、青少年活動センター、ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」、百井青少年村など

こども体育館、青少年活動センター、ゆめあす、百井青少年村、京あんしんこども館等は、現時点で予約の入っている場合（※）を除き、原則として、4月10日から5月6日まで休止します。
なお、青少年活動センター、京都若者サポートステーション、ゆめあす及び京あんしんこども館は、電話による相談は受け付けます。
※ 新規の受付は既に休止しています。

2 区役所・支所子どもはぐくみ室における対応

(1) 事業を中止しているもの

ア 3月5日から中止しているもの

以下事業は、近距離で会話等しながら実施、かつ、知識の提供や交流等を行うものであり、他の相談業務で代替可能であることから、5月6日まで中止します。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
プレママ・パパ教室	妊婦及びその家族	妊娠中の過ごし方や歯科・栄養等に関する講話を実施	概ね月1回
親子すこやか発達教室	幼児とその保護者	心理発達に課題がある幼児とその保護者に対するグループワークを実施	概ね月1回
親子で楽しむ健康教室（所内実施型）	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者との交流・育児や栄養等に関する講話を実施	不定期
乳幼児健康相談	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者の相談に応じる	予約制
絵本ふれあい事業	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者に絵本の読み聞かせを行う	乳幼児健診時

イ 4月13日から中止しているもの

4月13日から5月6日まで休止していますが、休止となった対象者全員に対しては、電話や訪問により、丁寧に対応しています。

併せて、心理指導の経過観察が必要と判断される等、特に支援が必要な子どもについては、引き続き、個別相談を行います。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
乳幼児健康診査 (4箇月・8箇月・ 1歳半・3歳)	乳幼児及び その保護者	乳幼児の発達・発育の確認及び育 児・歯科・栄養指導を実施	各健診 月1～4回

3 上記1, 2の対応に係る期間の目途

5月6日まで

なお、状況が変化した場合は、速やかに見直します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応
(4月14日現在)

1 所管施設における対応

(1) 保育園等(保育園, 認定こども園, 小規模保育事業所等)

ア 通常保育に係る取扱い

原則として, 全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に, 開所します。

①②に該当しない世帯に対しては, 家庭での保育を強く要請します。

なお, ①②に該当する場合であっても, 利用者の方はもとより, 世帯の中で風邪の症状(発熱, 咳, 鼻水, 下痢など)等が見られる方がいる場合は, 感染拡大防止の観点から, 利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため, 職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮(障害, 出産, 介護, その他の配慮の必要な事項)の必要な場合

※ 期間は, 4月17日から5月6日までとし, 以降は, 状況を踏まえたうえで改めて判断します。

イ 一時預かり事業

保護者等に対し, 緊急性が乏しい場合は, 利用を控えていただくよう依頼したうえで, 受入れを行うこととします。

ウ 病児・病後児保育事業

保護者等に対し, 児童の状況等により, 新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる場合は, 利用を控えていただくよう依頼したうえで, 受入れを行うこととします。

※ ただし, 当該事業の実施が, 医療体制の確保に重大な影響を与える場合等には, 事業の実施主体と個別に協議・検討の上, 事業を中止することがあります。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ, 各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い(預かり保育・2歳児接続保育)

保育を必要とする児童(預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児)が一定数在籍していることから, 可能な限り, 家庭保育の協力を依頼したうえで, 就労や福祉的配慮など, 保護者のニーズや各園の事情を踏まえ, 受入れを実施していただくことを基本とします。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

原則として, 全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に, 開所します。

①②に該当しない世帯に対しては, 家庭での保育を強く要請します。

なお, ①②に該当する場合であっても, 利用者の方はもとより, 世帯の中で風邪の症状(発熱, 咳, 鼻水, 下痢など)等が見られる方がいる場合は, 感染拡大防止の観点から, 利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため, 職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮(障害, 出産, 介護, その他の配慮の必要な事項)の必要な場合